

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難な方について、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予制度がありますので、最寄りの県税事務所(裏面参照)にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業に著しい損失又は給与収入の減少で納期限までに納税が困難(収入等が任意の1か月間において前年又は前々年同月比概ね50%以上減少の場合に限る) など

① 徴収の猶予
(地方税法第15条)

左記には該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響で利益や収入が減少し、納期限までに納付が困難(又は納税できなかった。)

② 換価の猶予(裏面)
(地方税法第15条の5又は15条の6)

① 徴収の猶予

- 次の要件に該当する場合、納税を最長1年間猶予します。(更に延長できる場合あり)
- さらに、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。
- 猶予期間中において、税金を分割納付することもできます。

○事業に著しい損失を受けた場合

○納税者の方が営む事業について、収入の減少等により、著しい損失を受けた場合

○納税者の方の給与が、勤務先の業績低下、勤務日数の減少、解雇などにより減少した場合

※いずれの場合も、令和3年2月以降の任意の1か月間における収入が前年(又は前々年)同月比で概ね50%以上減少した場合に限ります。

○災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

○ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルスに感染した場合

② 換価の猶予

- 県税を一時に納付することができない場合、納税を最長 1 年間猶予します。
(更に延長できる場合あり)
- 猶予期間中においては、税金を分割納付等することができます。
- 猶予期間中の延滞金が軽減されます。(R3 年:通常8.8%を1%に軽減)
さらに、令和3年2月以降の任意の 1 か月間における収入が前年(又は前々
年)同月比で概ね 50%以上減少した場合は延滞金を全額免除します。

納税の猶予の手続

- 詳しい内容や手続等は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先	あなたのお住まい
【総合県税事務所】 長野合同庁舎内 TEL 026-234-9560	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡
【総合県税事務所北信事務所】 北信合同庁舎内 TEL 0269-23-0204	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡
【東信県税事務所】 佐久合同庁舎内 TEL 0267-63-3136	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
【東信県税事務所上田事務所】 上田合同庁舎内 TEL 0268-25-7118	上田市、東御市、小県郡
【南信県税事務所】 伊那合同庁舎内 TEL 0265-76-6892	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
【南信県税事務所諏訪事務所】 諏訪合同庁舎内 TEL 0266-57-2906	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
【南信県税事務所飯田事務所】 飯田合同庁舎内 TEL 0265-53-0406	飯田市、下伊那郡
【中信県税事務所】 松本合同庁舎内 TEL 0263-40-1906	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡
【中信県税事務所木曾事務所】 木曾合同庁舎内 TEL 0264-25-2216	木曾郡
【中信県税事務所大町事務所】 大町合同庁舎内 TEL 0261-23-6505	大町市、北安曇郡

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。